

# 八戸市農業委員会5月総会議事録

日時：平成30年5月14日（月）午後1時30分

場所：八戸市庁別館2階 会議室C

## 出席した委員

農業委員数：19名

1番 三浦 豊、2番 籠田 悦子、3番 木村 武美、4番 馬場 豊、  
5番 釜石 幸史朗、6番 内沢 豊、7番 谷地 秀典、8番 村上 正憲、  
9番 西野 茂雄、10番 明戸 政勝、11番 山内 光興、12番 加藤 浩幸、  
13番 松橋 剛志、14番 寺沢 和則、15番 赤坂 英夫、16番 阿達 福壽、  
17番 狛守 文宏、18番 長根 昭男、19番 中村 正記

農地利用最適化推進委員数：21名

1番 木村 弁一、2番 坂下 彌一、3番 河原木 一実、4番 田名部 浩、  
6番 清川 新一、7番 赤坂 力雄、8番 田中 忠二、9番 三浦 勝浩、  
10番 山田 貴光、11番 齋藤 正人、12番 下館 敏、13番 橘 由正、  
14番 荒川 喜一郎、15番 高橋 勝男、16番 高橋 政典、17番 金谷 由松、  
18番 坂 文雄、19番 松倉 賢六、20番 上明戸 桂、21番 森 庄次郎、  
22番 森 光男

## 欠席した委員

農業委員：なし

農地利用最適化推進委員：5番 大久保 秀幸

## 職務のため出席した職員

事務局長 上村 智貞、事務局次長（農地 GL）久保 伝、農政 GL 村上 司  
主幹 大里 知矢、主事 田中 野、技能技師 小笠原 衛

上村事務局長

それでは、ご案内の時間となりましたので、総会を開会いたします。  
本日は、大久保推進委員から都合により欠席される旨の連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。  
会議に先立ち、「八戸市農業委員会憲章」の唱和を行います。  
次第の裏面をご覧ください。  
唱和は全員ご起立の上、馬場会長職務代理者のご発声が続いてお願いいたします。

会長職務代理者

(八戸市農業委員会憲章唱和)

上村事務局長

ありがとうございました。  
それでは、会長、よろしく申し上げます。

会長

皆様におかれましては、5月の大変忙しい中をご出席いただきまして誠にありがとうございます。さて、今月2日に新規就農をした2組のご家族の家族経営協定の調印式を行いました。2組のご夫婦とも年齢が近いということで、調印式が終わった後も会話が弾んで、このように横のつながりができていけばいいなと思って見ておりました。どうぞ皆様の周りにも新規就農された方がおりましたら、一声かけて励ましていただければと思っております。本日は平成29年度事業報告、また、平成30年度事業計画案についてもご審議いただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。  
ただいまから議事に入ります。出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。本日の議事につきましては、お手元にお配りしております次第により、議事を進めます。  
なお、議案の説明及び質問などは、ご起立の上、お願いいたします。

日程第1  
会長

日程第1、議事録署名者の指名を行います。  
お諮りします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名したいと存じますが、ご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。それでは本職から指名いたします。  
議事録署名者に、1番 三浦豊委員、5番 釜石幸史朗委員、両氏を指名いたします。

日程第2  
会長

次に、日程第2、議案第19号、平成29年度事業報告についてを議題といたします。  
事務局から報告願います。

それでは、事務局の上村から平成 29 年度事業報告について説明致します。資料につきましては、A4 縦で右上に総会資料別冊と記載されたものとなります。

失礼ながら着座により、また、要約して説明させていただきます。

概要ですが、我が国の農業は、担い手の減少、高齢化、遊休農地の増加など大きな問題を抱え、早急な農政改革の推進による農業・農村の再構築が喫緊の課題となっております。とりわけ、認定農業者等の担い手の育成・確保、遊休農地の発生防止・解消や担い手への農地利用集積が求められております。当市農業委員会においても、各種の活動に取り組んでいるところであり、平成 29 年度では、総会及び部会活動、荒廃農地の全体調査・意向調査、優良農地のあっせん事業の実施、農家座談会の開催、農業後継者顕彰などを行っております。

また、農業者等との意見交換会の開催や、三八地区及び青森県農業委員会大会を通じ、「土地改良事業の農家費用負担等に関する優遇措置」や「中山間地域の耕作放棄地の再生及び有効利用」等について、要望・提案を行なうとともに、八戸市農業経営者協議会の活動支援、農業者年金の加入推進、経営移譲等の相談と、農業や農業者に関する情報提供に取り組みました。

2 ページをお開き願います。

I 会議等開催状況の 1 総会でございますが、4 月から 7 月までは農地・農政部会として開催しておりましたが、新体制への移行に伴い 8 月以降は全て総会として開催しております。

また、旧体制のもと従来どおりの 5 月総会と、新体制移行時である 7 月 18 日に総会を開催し、農業委員の辞令交付、会長・職代の決定、農地利用最適化推進委員の選考等を行っております。

(1)議決事項では、例年の議題であります、ア、イ、ス、チ、テ、ナ、又その他、新体制移行に伴う各種規則・規程の制定、改正についての議案が多くなっております。

(2)協議事項についても同様の傾向にありますので、後ほどお目通し願います。

3 ページを御覧願います。

2 全員協議会については、5 月総会後に行っており、平成 29 年度八戸市農林関係課所管事業等の説明を市の農業関係各課から説明いただいております。

4 ページからの 3 運営協議会、5 ページの 4 主な研修会・大会等につきましては、記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。

次ページ以降につきましては、II の農政関係活動報告は、村上農政グループリーダーから、III の農地関係活動報告につきましては、久保次長から説明致します。

それでは、事務局村上から「農政関係活動報告」について、御説明いたしますので、資料 6 ページをお開き願います。失礼ではございますが、座って

説明させていただきます。

1 農政関係事業の(1)農家相談活動として、12月に11会場において農家座談会を開催し、出席者は延べ61人となっております。

(2)情報活動として、「はちのへのうぎょうだより」を年6回発行しており、7ページになりますが、「八戸ののうぎょう」を、5月に360部発行しております。

(3)農地台帳の整備につきましては、電算化により事務の効率化を図るとともに、農地の移動に伴う台帳補正事務を行っております。

(4)農地台帳記載証明書の交付状況は、本庁交付分が234件、南郷事務所交付分が84件で、合わせて318件の交付となっております。

(5)租税特別措置法に基づく証明書発行等ですが、「アの農地の一括贈与関係」では、①の税務署分が6名であり、「イの相続税関係」では21名の方に証明書を発行しております。

8ページをお開き願います。

(6)経理記帳の普及につきましては、青色申告普及のため、「税制改正の内容」等について、周知に努めております。

(7)農業後継者の顕彰は、是川地区の「田端 章吾」さんを決定しており、累計62人となっております。

(8)家族経営協定の推進では、29年度に協定締結をした家族はありませんでしたが、関係機関と連携し、協定締結を推進しております。

(9)農業者等との意見交換会は、平成30年2月22日、八戸プラザホテルにおいて開催し、あわせて62名が参加しております。

(10)農業者年金事業ですが、「アの農業者年金加入状況」のうち、新年金の加入者数は27人で、旧年金の受給待期者数は28人となっております。

9ページにまいりまして、「イの農業者年金受給状況」のうち、新年金は、合計67人で、うち29年度受給開始者数は4人でした。旧年金は合計304人の受給となっております。

2の外郭団体活動でございますが、(1)八戸市農業経営者協議会の「アの会議の開催」は、「役員会」、「総会」を表のとおり開催しております。「イの事業」の全体事業として、八戸パークホテルにおいて開催された講演会へ参加しております。

農政関係活動報告の説明は、以上でございます。

久保GL

続きまして、農地関係活動報告について、久保よりご説明いたします。失礼ながら座って説明させていただきます。

10ページをお開き願います。一覧表にありますとおり、農地の権利移動と転用などの処理状況について、直近2カ年の処理件数と面積をまとめています。農地の権利移動ですが、農地法第3条と基盤法第18条に基づく処理件数の合計は、平成29年が159件、面積で900,552㎡、約90.0haとなっております。農地の転用ですが、農地法第4条と第5条に基づく処理件数の合計は、平成29年が、262件、面積で154,537㎡、約15.4haとなってお

ります。その他の処理件数等につきましては、表のとおりとなっておりますので、説明を省略いたします。

1 ページ飛びまして、12 ページをお開き願います。「1 農地流動化と経営規模拡大施策」では、経営規模の拡大と農地の効率的利用を促進するために行っている事務・事業についてまとめています。「(1)農業経営基盤強化促進事業」についてですが、「ア 利用権設定」の実績は、設定件数が 104 件、設定面積は 549,610 m<sup>2</sup>、約 54.9ha です。

13 ページに移りまして、「(2)農地移動適正化あっせん事業」についてですが、農用地域内における農地の売買について、平成 29 年は新規の申し出があったものの、買受希望はありませんでした。

次に「2 遊休農地解消普及活動」についてですが、農業委員会では、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査と農地パトロールを実施しており、平成 29 年度は、委員皆様のご協力のもと 10 回の農地パトロールを実施致しました。荒廃農地の平成 29 年度調査結果を表に掲載しております。A 分類は再生利用が可能な荒廃農地、B 分類は再生利用が困難と見込まれる農地であります。旧八戸と旧南郷の A 分類と B 分類を合わせた荒廃農地の面積は、3,321,161 m<sup>2</sup>、約 332.1ha となっております。うち、B 分類の農地については、非農地として認定し所有者に通知したところです。

14 ページに移りまして、「3 農地相談活動」、「4 土地利用調整活動」、「5 転用許可後の転用事業の促進と農地改良の適正化指導」については、日頃行っている窓口での対応や、関係機関・部署との調整内容でありますので、説明は省略させていただきます。

以上で農地関係活動報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑等なしと認めます。

日程第 3  
会長

次に、日程第 3、議案第 20 号、平成 30 年度事業計画（案）についてを議題といたします。

それでは、事務局から説明願います。

上村事務局長

それでは、説明致します。資料は、総会資料別冊となっている平成 30 年度事業計画（案）です。基本方針ですが、一部要約して説明させていただきます。

昨今の我が国の農業を取り巻く情勢は、農業者の高齢化などの構造的な脆弱化に加え、消費者ニーズの多様化、グローバル化の進展など大きく変化しています。国は、新たな「食料・農業・農村基本計画」を平成 27 年 3 月に

策定し、「産業政策」と、「地域政策」を車の両輪として進めるとの観点に立ち、食料・農業・農村施策の改革を着実に推進することとしております。

農業委員会に関しましては、「改正農業委員会法」の施行から2年経過、全国の約9割の農業委員会が新体制となり、「農地利用の最適化の推進」について、「体制づくり」の段階から着実に成果を挙げていかなければならない段階となりました。当農業委員会では、農業の担い手の中心となる認定農業者や新規就農者などの意欲ある担い手の育成・確保と経営支援の強化、またこれらに対する農地の利用集積と有効利用の推進、遊休農地の発生防止・解消などの活動を積極的に展開することはもとより、本市農業施策の基本方針として昨年策定された「第11次八戸市農業計画」に沿って農業者の取組みを支援するとともに、市農業委員会憲章の理念に基づき、農業・農村を守り、その健全な発展に寄与するため、法令遵守と高い倫理観を持ち、環境に調和した持続性の高い活力ある農業と農村社会の実現に向けて活動します。

2ページをお開き願います。

I 会議関係の、1 総会については毎月の年12回を予定しております。

2 運営協議会の開催は、必要に応じて随時協議してまいります。

3 全員協議会は6月総会時に併せて実施いたします。

4 会議・研修会・大会等の開催・参加については、記載のとおりとなっておりますが、特に、(3)の三八地区農業委員会大会は、八戸市で開催されますので、全員の参加をお願いします。

次ページ以降のII 農政関係活動は、村上農政グループリーダーから、III 農地関係活動につきましては、久保次長から説明致します。

村上GL

それでは、農政関係活動について御説明いたしますので、3ページを御覧願います。

農政関係の活動といたしまして、農業委員会の基本方針に基づき、地域農業の振興発展と農業経営基盤の確立のため、各種事業を積極的に推進してまいります。

- 1、委員会独自の地域性のある農業活動を展開するための建議要望、
  - 2、諸制度の周知、相談、意見交換の場を設ける農家相談活動、
  - 3、「のうぎょうだより」や「八戸ののうぎょう」による情報活動、
  - 4、農地の権利移動等、利便性の向上を図る農地台帳の効率的な運用と整備、
  - 5、農地の一括贈与や相続税納税猶予に係る租税特別措置法に係る事務、
  - 6、農家の経理記帳の普及活動、
  - 7、農業後継者の確保と育成を目的とした、農業後継者の顕彰、
- 4ページにわたりますが、
- 8、農業経営の安定を図るための制度資金の周知、
  - 9、家族間で個人の役割分担、就業条件などについて家族全員で取り決め、経営改善に努める、家族経営協定の推進、
  - 10、地域農業者への支援活動などを検討する農業者等との意見交換会、

11、農業者の老後の安定のため、農業者年金制度の普及・相談活動、  
12、八戸市農業経営者協議会の事務局として、経営の改善や相互研鑽により、先端的農業経営の推進を図ってまいります。

以上の12項目について、昨年に引き続き、推進してまいります。

農政関係活動の説明は以上でございます。

続きまして、農地関係活動について、ご説明致します。

5 ページをご覧願います。「1 農地事務の適正処理」についてですが、農地等の権利移転・設定及び農地転用許可申請の処理等、農地法等に基づく農地事務処理につきましては、他法令との調整を図りながら慎重かつ適正な処理に努めてまいります。

「2 遊休農地解消活動事業」につきましては、委員各位の協力を得まして、今年度も農地パトロールを実施し、荒廃農地の早期発見と適切な指導に努めてまいります。

「3 農業経営基盤強化促進事業」につきましては、育成すべき農業経営者への農地の利用集積を図るため、利用権設定等促進事業や嘱託登記事務を実施してまいります。

「4 農地移動適正化あっせん事業」につきましては、農用地域内における農地の売買等のあっせん申し出があった場合は、「あっせん委員会」を開催し、適格者にあっせんを行うとともに、制度の普及・啓発に努めてまいります。

そのほか「5 農地等利用関係紛争処理」から6ページに亘りまして、「10 農地中間管理事業」までの活動につきましては、資料記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきまして、農地関係活動についての説明を終わります。

久保GL

会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第4

会長

次に、日程第4、議案第21号、農業委員会事務の実施状況等の公表についてを議題といたします。

久保 G L

それでは、事務局から説明願います。

それでは事務局久保より議案第 21 号「農業委員会事務の実施状況等の公表について」説明させていただきます。

別冊資料 1 ページ目「平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画」からですが、「Ⅰ 農業委員会の状況」は、今年 3 月末現在の内容を記載しており、「1 農家・農地等の概要」は、2015 年の農林業センサスに基づいて記入しております。下の表に移りまして、耕地面積ほかの面積については、各種統計調査等から数値を記載しております。「2 農業委員会の現在の体制」については、現体制の農業委員の内訳を記載しております。

2 ページをお開き願います。「Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化」についてですが、「2 平成 30 年度の目標及び活動計画」の目標集積面積は 1,046.1ha とし、うち新規は 72.4ha としております。目標の設定にあたっては、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の目標値を目安とし、認定農業者等 1 経営体あたり 0.2ha の増加を目指すものです。

3 ページに移りまして、「Ⅳ 遊休農地に関する措置」ですが、「2 平成 30 年度の目標及び活動計画」では、解消の目標面積を、過去の実績を踏まえつつ過大な見込みとならないよう 10ha としております。「Ⅴ 違反転用への適正な対応」についてですが、この項目は事例が無いものの、2 の活動計画といたしまして、違反転用の発生防止に向け、農業委員会が発行する広報誌で啓発を図るほか、随時、農地パトロールを実施することといたしております。

4 ページをお開き願います。ここからは、「平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」で、昨年度の実績についての確認となっております。

5 ページをご覧ください。「Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化」についてですが、2 の平成 29 年度の目標及び実績の箇所では、集積目標 895ha に対し、実績は 973.7ha となっております。

6 ページを飛ばし、7 ページに移りまして、「Ⅳ 遊休農地に関する措置に関する評価」ですが、遊休農地面積が、339.4ha、管内の農地に占める割合が 6.5%となっております。2 の 29 年度の目標・実績は、対前年の減少面積を記載しているもので、目標 10ha の減に対し、実績では 23.9ha の減となりました。

8 ページ以降につきましては、「Ⅴ 違反転用への適正な対応」ほか、農業委員会の基本的な活動の内容をとりまとめて記載しておりますので、本日は説明を省略させていただきます。

以上で、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」の説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。



(なしの声あり)

会長

ご質疑等なしと認めます。  
委員の皆様にお伺いします。本案を承認することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。  
よって本案は承認することに決しました。

日程第5  
会長

次に、日程第5、議案第22号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可についてを議題といたします。  
それでは、調査を担当されました委員から、説明願います。

橘委員  
3条11番

橘から報告いたします。去る4月27日、長根農業委員と市庁別館7階会議室Aにおきまして、番号11番を調査してまいりましたので報告いたします。資料1ページをお開きください。

渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。調査には、両者とも本人が出席しました。両者の関係は親子で、態様別は、使用貸借です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は規模縮小です。申請地の貸付けはありません。申請地における譲受人の作付計画は、水稻です。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離20kmで、耕作道はありませんが、公道に通じる隣地の通行承諾書が提出されています。受人の耕作地なし。農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地あり。農業経験は20年で、地域農業への影響はありません。世帯員は男4人、女3人で、うち農業専従者が女1人、兼業者が男1人でございます。農機具保有状況は、トラクター、軽トラックを各1台保有しています。

以上、調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

三浦(勝)委員  
3条12番

三浦から報告いたします。去る4月27日、長根農業委員と市庁別館7階会議室Aにおきまして、番号12番を調査してまいりましたので報告いたします。

渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。調査には、両者とも本人が出席しました。両者の関係は特にありません。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は労力不足です。申請地の貸付けはありません。申請地における譲受人の作付計画は、ネギです。申請者の過去3年

間における農地の取得・売却事例ですが、受人は平成 29 年 8 月に新規就農で畑を取得しております。通作距離 5km で、耕作道あり。受人の耕作地なし。農地集団化あり、宅地化、休耕地・山林地なし。農業経験は 31 年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男 1 人で、うち農業専従者が男 1 人でございます。農機具保有状況は、トラクター 2 台、トラック 1 台を所有しており、ネギ管理機、根葉切り機、コンプレッサ、各 1 台を今後導入予定とのことです。

以上、調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

松倉委員  
3 条 13 番

松倉から報告いたします。去る 4 月 27 日、長根農業委員と市庁別館 7 階会議室 A におきまして、資料 1 ページの番号 13 番を調査してまいりました。

調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は知人です。態様別は、賃貸借です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は受人の要望です。申請地の貸付けは無く、作付計画は、きぬさやを栽培するそうです。申請者の過去 3 年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離 15km、耕作道あり。受人の耕作地あり。農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地あり。地域農業への影響はありません。農業経験は 11 年で、年金、税猶予等はありません。世帯員は女 1 人で、農業専従者も女 1 人でございます。農機具保有状況は、軽トラック 1 台、トラクター 2 台、コンバイン 1 台、田植機 1 台、乾燥機 1 台を所有しています。

以上、調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上です。

清川委員  
3 条 14 番

清川から、農地法第 3 条許可申請に係る調査についてご報告をいたしません報告いたします。去る 4 月 27 日、西野農業委員と市庁別館 7 階会議室 A におきまして、資料 2 ページ、番号 14 番について調査してまいりましたのでご報告いたします。

調査に入る前に、申請者の本人確認のため、自動車運転免許証の提示を求め、確認し、両者ともに本人出席でございました。受人と渡人の関係でございしますが、受人は渡人の叔母、渡人は受人の姪にあたるということでございます。土地の表示でございしますが、耕作者である渡人の畑 10,033 m<sup>2</sup>を受人に貸借するというでございします。土地、態様等の関係でございしますが、資料に記載のとおりでございします。態様別でございしますが、10 年間の使用貸借ということでございします。申請理由でございしますが、受人は新規就農、渡人は労力不足ということでございします。申請地における貸付けの有無についてはございしません。申請地における譲受人の作付計画は、かぼちゃ、きく芋、小豆ということでございします。受人は 65 歳以上でございしますが、36 歳になる長男がいるということでございします。申請者の過去 3 年間における

農地の取得・売却事例でございますが、受人、渡人ともにございません。通作距離約1kmで、農地集団化あり、農業経験は約40年ということでございます。耕作道あり、宅地化なし、受人の耕作地なし。休耕地・山林地なし。地域農業への影響はありません。年金・税猶予の状況でございますが、受人、渡人ともに経営委譲年金、相続税猶予、贈与税猶予いずれもございません。受人の農地保有並びに耕作状況は、資料に記載のとおりでございます。受人の世帯委員の労働力は、男1人、女1人で、うち農業専従者が男1人、女1人でということでございます。農機具保有状況でございますが、耕運機2台、草刈機3台は保有、トラクター1台、軽トラック1台を親戚より借入れすることを確認済みでございます。

以上、調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上をもちまして、報告を終わらせていただきます。

木村(弁)委員  
3条15番

続いて、木村から報告いたします。去る4月27日、西野委員と市庁別館7階会議室Aにおきまして、番号15番を調査しましたので報告いたします。

渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

調査には、両者とも本人が出席しました。受人と渡人の関係は特にありません。態様別は、売買です。申請理由は、受人は渡人の要望、渡人は離農のためです。申請地における貸付けはなく、受人は昨年5月に申請地の隣の農地7,239㎡を取得しております。作付計画は水稻です。通作距離2kmで、耕作道あり、受人の耕作地あり。農地集団化あり、宅地化なし、遊休地・山林地なし。農業経験は46年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。受人の労働力は、世帯員は女1人で、農業専従者も女1人で、農業後継者の息子夫婦が市内におります。

農機具保有状況ですが、トラクター、コンバイン、田植機を各1台所有してして、農地は11,202㎡保有しております。

以上、調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

三浦(豊)委員

はい。

会長

はい、三浦委員。

三浦(豊)委員

13番について確認なんですけれども、委任状を提出して渡人の代理として受人の方1人での調査は問題ないのでしょうか。

会長	委任された方は受人の方とは別の方ですが。
三浦(豊)委員	すいません、見間違えでした。
会長	その他ございませんか。  (なしの声あり)
会長	ご質疑なしと認めます。 委員の皆様にお伺いします。本案を承認することにご異議ございませんか。  (なしの声あり)
会長	ご異議なしと認めます。 よって本案は承認することに決しました。
日程第6 会長	次に、日程第6、議案第23号、平成30年度第2号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたしますが、本議案の中には、加藤委員が当事者となっている事案がございます。 これは、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に該当しますので、その間、加藤委員は退室願います。  (加藤委員退室)
会長	それでは、まず、加藤委員が当事者となっている事案について、事務局から説明願います。
田中主事	事務局の田中から、議案第23号「平成30年度第2号八戸市農用地利用集積計画の決定について」をご説明いたします。資料3ページをお開き願います。 今回の利用権設定件数は賃貸借45件、使用貸借4件の計49件となっております。借り手及び貸し手の人数につきましては、借り手6名、貸し手49名で、利用権設定面積は309,095.91㎡でございます。借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況、農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。 それでは、まず加藤委員が関係する事案を説明いたします。
利用集積2番	番号2番、利用権の種類及び内容は、長芋・ゴボウを作付けするために、5年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、作付した年に限り、総額年間90,000円でございます。

公告年月日は、平成 30 年 5 月 18 日を予定しております。  
以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑等なしと認めます。

会長

委員の皆様にお伺いします。本事案を承認することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。  
よって本事案は承認することに決しました。  
加藤委員の入室をお願いいたします。

(加藤委員入室)

会長

それでは、事務局から残りの事案について説明願います。

田中主事

引き続き、事務局の田中から説明いたします。資料 3 ページをお開きください。

利用集積 1 番

番号 1 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては 10 a 当り年間 10,000 円でございます。

利用集積 3 番

番号 3 番、利用権の種類及び内容は、ほうれん草・小松菜を作付けするために、5 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては総額年間 20,000 円でございます。

利用集積 4 番

番号 4 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、10 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては 10 a 当り年間 8,000 円でございます。

利用集積 5 番

番号 5 番から資料 15 ページの番号 49 番までは、あおり農林業支援センターが農地中間管理事業として第三者に農用地等を貸し付けるために、いったん利用権を取得するものでございます。

～14 番

番号 5 番から資料 5 ページの番号 14 番について、利用権の種類及び内容は、10 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、資料に記載のとおりでございます。

次ページをお開き願います。

利用集積 15 番	番号 15 番、利用権の種類及び内容は、10 年間使用貸借するものでございます。
利用集積 16 番 ～18 番	番号 16 番から資料 8 ページの番号 18 番までについて、利用権の種類及び内容は、10 年間貸借するもので、賃借料につきましては、資料に記載のとおりでございます。
利用集積 19 番	番号 19 番、利用権の種類及び内容は、10 年間使用貸借するものでございます。
利用集積 20 番 ～24 番	番号 20 番から資料 9 ページの番号 24 番までについて、利用権の種類及び内容は、10 年間貸借するもので、賃借料につきましては、資料に記載のとおりでございます。
利用集積 25 番	番号 25 番、利用権の種類及び内容は、10 年間使用貸借するものでございます。
利用集積 26 番 ～33 番	番号 26 番から資料 11 ページの番号 33 番までについて、利用権の種類及び内容は、10 年間貸借するもので、賃借料につきましては、資料に記載のとおりでございます。
利用集積 34 番	番号 34 番、利用権の種類及び内容は、10 年間使用貸借するものでございます。 次ページをお開き願います。
利用集積 35 番 ～49 番	番号 35 番から資料 15 ページの番号 49 番までについて、利用権の種類及び内容は、10 年間貸借するもので、賃借料につきましては、資料に記載のとおりでございます。 公告年月日は、平成 30 年 5 月 18 日を予定しております。 以上、説明を終わります。
会長	ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。
松橋委員	はい。
会長	はい、松橋委員。
松橋委員	17 番についてお伺いしたいのですが、かつての方と知り合いで相談を受けていたんですが、旦那さんが亡くなって自分で田んぼができないということで貸し出したみたいなんですけれども、そのときは、そのまま耕作放棄しておく訳にもいかないということで、借り手がいたので貸借に同意したのですが、何も分からなくて、資料を見ると 4 町 7 反で総額 130,000 円ということで、かつての人が言うには水利費は自己負担で、水利費分が 20 数万になると言っていたので、自分があまり知らないまま貸し出したんですけども、1 回やってしまったものを、まだ 60 歳前で勤めているうちはいいんだけど、年金暮らしになったとき、年間 10 数万の負担となると大変だということで 1 回契約したものをどうにかできないものか、ということなんで

すけれども。

田中主事

事務局田中より、説明させていただきます。17番についてですが、元々の所有者の方と市川に住んでおられる個人の方との貸借だったもので、中間管理機構にまず貸し付けて、実際ここを耕作する人は変わらず、個人の方が法人化して、その法人が借りることになる予定でございます。この金額に決まった経緯については詳細は把握しておりませんが、金額の決め方としては、農地中間管理事業の業務を担っているのが農業経営振興センターで、元々の個人間での貸借契約を解約してから中間管理事業での貸借契約を結んでおりますので、その段階で金額はまた再度改めて決定しているかと思えます。詳細についてはセンターの担当者に確認して分かり次第ご説明させていただきます。

松橋委員

この他にも市川の場合が出ていますけれども、7~8,000円の間で貸借されているみたいで、できれば本人も水利費に充当するくらいであれば良かったのと話をしていましたので、もしもこれをやり直しできるのかも、よろしくお願ひしたいと思ひます。

田中主事

はい、あわせて確認させていただきます。

会長

その他ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺ひします。本案を承認することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第7  
会長

次に、日程第7、議案第24号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可についてを議題といたします。

それでは、調査を担当されました委員から、説明願ひます。

長根委員

長根から報告します。去る4月27日、西野委員と別館7階会議室Aにおいて、議案第24号の5番、6番を調査して参りましたので報告します。

資料17ページをお開き願ひます。

5条5番

受人及び渡人それぞれの住所、氏名、職業並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

番号5番ですが、調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は特にありません。態様別は売買。転用目的は、太陽光発電設備設置です。実施計画は、平成30年6月1日から平成30年8月1日。資金調達計画は自己資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財は新田遺跡区域内ですが届出済み、土地改良区の意見は不要です。被害防除措置として、申請地の出入り口付近に盛土をして地盤整備をし、申請地周囲にフェンスを設置します。立地条件は、八戸市立中居林小学校から南西側約600mに位置し、住宅・畑に囲まれております。市道に接続しており、用排水路はありません。農地区分は第2種農地で、許可相当と判断した理由は、申請地は市街化区域から住宅等が連たんしているところにある農地であり、代替性の検討もなされているためです。権利調整措置並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

5条6番

番号6番ですが、調査には、受人、渡人ともに本人が出席しました。両者の関係は渡人が父親で受人は娘夫婦とのことです。態様別は贈与。転用目的は、受人自宅の住宅増築です。実施計画は、平成30年7月1日から平成30年10月20日。資金調達計画は自己資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可事前相談済み、埋蔵文化財区域外、土地改良区の意見は不要です。立地条件は、八戸市立三条小学校から北東側約800mに位置し、住宅、畑に囲まれております。市道に接続しており、用排水路はありません。農地区分は第1種農地ですが、許可相当と判断した理由は、既存施設面積の1/2を超えない施設の拡張は不許可の例外となっているためです。権利調整措置並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

いずれも、事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で、報告を終わります。

西野委員  
5条7番

次に西野から7番を報告します。

申請人の住所、氏名、職業並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

調査には、受人は代理人、渡人は本人が出席しました。両者の関係は特にありません。転用目的は資材置場及び工事用通路用地です。実施計画は、平成30年5月25日から平成33年5月24日。態様別は賃貸借。資金調達計画は自己資金。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、土地改良区の意見不要、埋蔵文化財区域外です。被害防除措置として、仮フェンスと鉄板を敷きます。立地条件は、八戸市立町畑小学校から南西側約750mに位置し、農地区分は第2種農地で、許可相当と判断した理由は、申請地は市街化区域から住宅等が連たんしているところにある農地であり、申請地に隣接する土地の工事に伴う一時転用であるためです。権利調整措置並びに税猶予



等はすべてなしとなっております。

事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で、報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第8

会長

次に、日程第8、報告第16号、農地法第3条の3の規定による相続等届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告願います。

小笠原技能技師

事務局の小笠原から、ご報告いたします。この案件は、相続等届出の4月分でございます。総会資料の19ページをお開き願います。

権利取得者、前権利者の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

今回の届出は、資料19ページ番号37番から資料23ページ番号47番までの計11件となっており、権利取得事由はいずれも相続でございます。また取得した権利の種類はいずれも所有権でございます。

なお、農業委員会によるあっせんの希望は、なしとなっております。

いずれも申請内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑なしと認めます。

日程第9、日程第10 会長	次に、日程第9、報告第17号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、及び日程第10、報告第18号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告願います。
大里主幹	事務局の大里からご報告いたします。この案件は、市街化区域内の4条、5条届出の4月分でございます。 まず4条からご報告申し上げます。資料の25ページをお開き願います。申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
4条7番	番号7番、転用目的は共同住宅2棟建築でございます。 続いて、5条につきましてご報告申し上げます。27ページをお開き願います。譲受人の住所、氏名、及び譲渡人の住所、氏名、ならびに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
5条27番、28番 5条29番	番号27番、28番、転用目的は住宅1棟建築でございます。 番号29番、転用目的は通路でございます。 次ページをお開き願います。
5条30番～32番	番号30番、31番、32番、転用目的は住宅1棟建築でございます。 次ページをご覧ください。
5条33番	番号33番、転用目的は事務所1棟建築でございます。
5条34番	番号34番、転用目的は駐車場でございます。
5条35番	番号35番、転用目的は共同住宅1棟建築でございます。 次ページをお開き願います。
5条36番～38番	番号36番、37番、38番、転用目的は住宅1棟建築でございます。 次ページをご覧ください。
5条39番～41番	番号39番、40番、41番、転用目的は住宅1棟建築でございます。 次ページをお開き願います。
5条42番	番号42番、転用目的は住宅1棟建築でございます。
5条43番	番号43番、転用目的は建売住宅2棟建築でございます。 いずれも申請内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。 以上、報告を終わります。
会長	ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。  (なしの声あり)
会長	ご質疑なしと認めます。
日程第11	次に、日程第11、報告第19号、農地法第18条第6項の規定による通知

会長	についてを議題といたします。 事務局から報告願います。
小笠原技能技師	事務局の小笠原から、ご報告いたします。資料の 33 ページをお開き願います。 届出人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
18 条 1 番～3 番	番号 1 番から 3 番につきましては、農地法第 3 条賃貸借に係る合意解約で、補償等は無しとなっております。
18 条 4 番～11 番	番号 4 番から 11 番につきましては、農業経営基盤強化促進法賃貸借に係る合意解約で、補償等は無しとなっております。 なお、番号 2 番を除く今回の解約の件は、先ほどご説明した議案第 23 号の農用地利用集積計画に関連するものでございます。 通知年月日は、平成 30 年 5 月 17 日を予定しております。 以上、報告を終わります。
会長	ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。  (なしの声あり)
会長	ご質疑なしと認めます。
日程第 12 会長	次に、日程第 12、報告第 20 号、農地改良届出についてを議題といたします。 事務局から報告願います。
小笠原技能技師	事務局の小笠原から、ご報告いたします。資料の 39 ページをお開き願います。 届出人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
改良届出 3 番	4 月は 1 件の届出がございましたが、着工年月日は不詳で、使用した土の採取場所も不明とのことです。 番号 3 番、届出年月日、受理年月日及び報告年月日はいずれも、平成 30 年 4 月 26 日でございます。 以上、報告を終わります。
会長	ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。  (なしの声あり)

会長

ご質疑なしと認めます。

日程第 13

会長

次に、日程第 13、報告第 21 号、農地改良届出の取下げについてを議題といたします。

事務局から報告願います。

小笠原技能技師

事務局の小笠原からご報告いたします。資料の 41 ページをお開き願います。

申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

改良届出取下 1 番

番号 1 番は、平成 29 年 7 月 20 日に農地改良届出を受理したものでございますが、土の調達が多いため、改良届出の取下書を平成 30 年 4 月 23 日に受理したものでございます。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑なしと認めます。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

(閉会 午後 2 時 40 分)